

保発0329第5号
平成28年3月29日

各都道府県知事 殿
全国健康保険協会理事長 殿
地方厚生（支）局長 殿
健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局長
（公印省略）

「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」の一部改正等について

医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第1項に規定する医療保険各法をいう。）の規定による被保険者又は被扶養者（現役並み所得者を除く。以下「被保険者等」という。）であって70歳から74歳までであるものに係る一部負担金等については、「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」（平成20年2月21日付保発第0221003号厚生労働省保険局長通知別紙。以下「特例措置実施要綱」という。）により取り扱ってきたところであるが、今般、一部負担金等の一部に相当する額の支払事務について見直しを行うことに伴い、下記のとおりのお取り扱いとしたので、実施に遺憾なきを期されたい。また、今般の改正について、貴管内の市町村、国民健康保険組合、被保険者等及び関係団体への周知等につき配慮願いたい。

記

第1 見直しの趣旨

審査支払機関による保険医療機関等への一部負担金等の一部に相当する額の支払いは、平成27年度においては、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金（以下「交付金」という。）により審査支払機関に造成された基金の取り崩し及び国から交付された交付金により行うこととしてきたが、平成27年度末を以て、基金による事業を廃止することとしているため。

第2 改正の内容

特例措置実施要綱を次のとおり改正する。

第二の5(3)中「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金(以下「交付金」という。)により造成された基金の取り崩し及び国から交付された交付金により」を「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金により」に改める。

第3 適用期日

平成28年4月1日